車両の状態・機能検査期間の超過について

当社の車両3両(1編成)において、本来、状態・機能検査を実施すべき期間を超過して走行させていたことが判明いたしました。

ご利用の皆様をはじめ、関係各位にはご心配・ご迷惑をおかけいたしましたことにつきましてお詫び申しあげます。

1. 経緯および判明した事象

鉄道事業法に基づく法令では、車両については、一定期間ごとに定期検査を行うよう 義務付けられており、状態・機能検査については、3ヵ月を超えない期間ごとに行う こととされております。

しかしながら、検査実施部署において、状態・機能検査の予定を確認していた際に、 当該車両 3 両(1 編成)の状態・機能検査の期間が 12 日間超過していることが判明 いたしました。

- · 車両番号 3206-3207-3617
- ・超過していた期間 平成 26 年 10 月 9 日~平成 26 年 10 月 20 日 (12 日間)

※状態・機能検査とは、3 ヵ月を超えない期間ごとに、電車の各部の状態および機能について在姿状態で行う検査をいいます。

2. 原因

状態・機能検査の検査時期につきましては、検査計画部署において年間計画に基づき 検査予定表を作成しますが、年間計画予定表から毎月の検査予定表に転記する際に、 当該車両の転記が漏れ、出票後の確認においても見逃していました。

3. 再発防止策

車両の検査期間のチェック(年間計画予定表および検査予定表の相互チェック)を 複数名で行うように改めます。